

## 歩行空間の移動支援に係るデータのオープンデータ化・利活用促進 ワーキンググループ 規約

### 第1条 (名称)

本ワーキンググループの名称は、「歩行空間の移動支援に係るデータのオープンデータ化・利活用促進ワーキンググループ」(以下、本WG)とする。

### 第2条 (目的)

本WGは、歩行空間における移動支援サービスの全国的な展開及び普及に向け、全国各地域において各種データ(歩行空間ネットワークデータ、バリアフリー施設等データ、歩行空間の3次元地図データ等)の整備・更新・オープンデータ化・利活用を促進するためのデータ整備等の方針や各地域における取組の際の運用方針、取組事例拡大に向けた戦略等について検討することを目的とする。

### 第3条 (座長)

本WGに座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、本WGの構成員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本WGを総括し、本WGを代表する。
- 4 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

### 第4条 (構成員)

本WGの構成員は、別紙のとおりとする。

- 2 本WGの構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
- 3 座長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

### 第5条 (議事の公開)

本WGは原則公開とし、資料及び議事要旨は会議後ホームページで公開する。ただし、座長が必要と認めたときは、本WGの資料及び議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

### 第6条 (事務局)

事務局は、国土交通省政策統括官(税制、地理空間情報)付に置く。

### 第7条 (その他)

この規約に定めるもののほか、本WGの運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

### 第8条 (規約の改定)

本規約は、必要が生じた場合に改定を行う。本規約の改定は、会員の過半数の賛同をもって行う。

附則 本規約は、令和7年7月7日より適用する。